

共同研究等における制度の 見直しについて

学術・社会連携室
オープンイノベーション事業本部



広島大学

見直しを行う事項

(1) 共同研究講座等教員受入経費

※共同研究講座のみ適用

現行: 110,000円/月 (教員1名あたり)

(2) 施設利用料

※共同研究講座のみ適用

現行: 3,100円/ $\text{m}^2 \cdot \text{月}$

(3) 共同研究員費

※共同研究・共同研究講座のみ適用

現行: 444,000円/年 (研究員1名あたり)

(4) 研究担当者の人件費

※共同研究・受託研究等の外部資金に適用(競争的資金除く)

現行: 計上なし

1.共同研究講座等教員受入経費



1) 共同研究講座受入経費について(これまでの経過)

➡ 共同研究講座等教員受入経費を導入(平成26年度)
平成27年1月より、共同研究講座等教員の施設利用、授業、研究指導その他教育研究に必要な経費を企業等に負担していただくため、共同研究講座等受入経費を導入。
(一人あたり108,000円/月)



➡ 消費税増税に伴う金額の変更(令和元年度)
令和元年10月より、共同研究講座等教員受入経費を変更。
(一人あたり110,000円/月)

2) 見直しの背景

- ・ 人員の受入にかかる経費の中でも、金額設定にばらつきがあり、制度が複雑化していた。

→ 既存の制度をもとに金額設定を統一

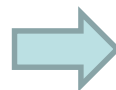
3) 共同研究講座受入経費の見直しについて

令和4年4月1日より、共同研究講座等教員受入経費を110,000円/月から、同様に人員の受け入れにかかる経費である共同研究員と同額の37,000円/月に変更する。
令和4年4月以降から研究期間が開始する共同研究講座から適用

(これまで)

(令和4年4月1日より)

金額	備考
110,000円/月	授業・研究指導に必要な経費の積算により算出



金額	備考
37,000円/月	共同研究員費とそろえた金額とする

2.施設利用料



1) 施設利用料について(これまでの経過)

➡施設利用料を導入(平成26年度)

平成27年1月より、スペースチャージ料として必要な経費を企業等に負担していただくため、施設利用料を導入。

(3,000円/m²・月)



➡消費税増税に伴う金額の変更(令和元年度)

令和元年10月より、施設利用料を変更。

(3,100円/m²・月)

2) 見直しの背景

- ・学内既存の制度との金額の乖離があり、制度が複雑化していた。

→ 既存の制度をもとに金額の再検討を実施

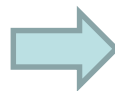
3) 施設利用料の見直しについて

令和4年4月1日より、施設利用料を3,100円/月から
産学連携スペースと同額の東広島地区:10,000円/年
霞地区:20,000円/年に変更する(月払いも可能)。

令和4年4月以降から研究期間が開始する共同研究講座
から適用

(これまで)

金額	備考
3,100円/月	レンタルスペース等の 金額を参照して設定



(令和4年4月1日より)

金額	備考
東広島10,000円/年 霞20,000円/年	産学連携スペースと同 様の価格設定とする

3.共同研究員費



1) 共同研究員費について(これまでの経過)

➡共同研究員費を導入(平成16年度)

平成16年4月より、外部機関等から研究員を受け入れる際に必要な経費を企業等に負担していただくため、共同研究員費を導入。
(一人あたり420,000円/年)



➡消費税増税に伴う金額の変更(平成26年度)

平成26年4月より、共同研究員費を変更。
(一人あたり432,000円/年)



➡消費税増税に伴う金額の変更(令和元年度)

令和元年10月より、共同研究員費を変更。
(一人あたり444,000円/年)

2) 見直しの背景

- ・数カ月での派遣であっても、年間での研究料となり、実情と一致していなかった。
 - ・主要大学でも月割や半年単位での金額設定を設けている。
- ➡他大学動向も踏まえ、実情に応じた期間および金額の再検討を実施

3) 共同研究員費の見直しについて

令和4年4月1日より、共同研究員費を444,000円/年から
37,000円/月に変更する。

令和4年4月以降から研究期間が開始する共同研究講座
から適用

(これまで)

金額	備考
444,000円/年	派遣期間に関わらず年額設定



(令和4年4月1日より)

金額	備考
37,000円/月	月割の金額とする

4.直接経費における研究担当者の 人件費計上



1) 見直しの背景

経緯

○FY2016～FY2020: アワーレート方式

間接経費として、「人件費相当額」と「附帯コスト相当額」を計上。

職名	教員人件費相当額	附帯コスト	1時間当たり単価
教授	6,000円	10,000円	16,000円
准教授・講師	5,000円	10,000円	15,000円
助教・助手	4,000円	10,000円	14,000円

○FY2020～: 基礎研究促進費 本学研究者の「学術的知見等への対価」計上

○FY2021～: 定率30%方式への移行 「附帯コスト相当額」の計上に留まる。

→現在、教員人件費相当額は未計上(共同リソースによる提供・大学負担)

→外部資金における教員人件費の直接経費としての計上は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】(2020年6月 文部科学省・経済産業省)」においてもその重要性が指摘

適正な費用負担を企業等に求めるべく、教員人件費計上制度として、
エフォートに応じた「タイムチャージレート方式」を新設

2) 直接経費への教員人件費の計上の明確化について (タイムチャージレート方式による計上)

タイムチャージレート方式の運用について

- 本経費は、相手先機関との交渉・合意の上、以下の積算手段を用いて経費を算出する。

○共同研究等における人件費単価×エフォート率

- 共同研究等における人件費単価(タイムチャージレート方式)

- ・教授 : 6,600円/時間
- ・准教授、講師 : 5,500円/時間
- ・助教 : 4,400円/時間

- エフォート率

1% = 20時間 (100% = 年間総労働時間 : 2,000時間と想定)

例: 教授1名がエフォート5% (= 100時間) で従事 → 6,600円/時間 × 100時間 = **660,000円**

※対象事業は、共同研究、共同研究講座、受託研究、受託事業(※競争的資金を除く)

※単価は、すべて消費税相当額込み。

※交渉次第では、当該研究に携わる複数の研究者の人件費を計上することも可能。

※交渉に際しては、当該研究に関わるエフォートを乗じた単価を計上する人件費の上限とする(交渉次第では、エフォート未満の人件費(0円も含む)計上を認める。その際の計上できなかった人件費は、本学の共同リソース提供による負担となる。)

**特にこれまで直接経費がなかなか積み上げにくかった
共同研究での適切な経費計上を期待**

共同研究制度改訂の運用開始時期等

◆ 適用時期と適用範囲について

- R4.4.1以降に研究が開始される共同研究
- R3.3.31以前に研究終了となり, R4.4.1以降に研究が開始(変更契約)される場合

(例示)

新制度適用

従前制度適用

